

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	大規模償却資産の取得に係る固定資産税	不動産取得税
特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例	S44.3	○指定なし *地域経済牽引事業計画について、県からの承認および国の確認を受けていること	促進区域	—	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
		○製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 ○工業生産設備取得額 500 万円以上	産業振興促進区域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
		○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ○工業生産設備取得額 2,700 万円超 ○増加雇用者数 15 人超（製造業以外）	原子力発電施設等立地地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税 (倉庫業を除く)	○取得時 ○不均一課税
		○本社機能を有している業務施設 *事務所（①調査・企画部門、②情報処理部門、③研究開発部門、④国際事業部門、⑤その他管理業務部門、⑥商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る）、⑦情報サービス事業部門、⑧サービス事業部門（①～⑤の業務の受託に関する業務を行うものに限る））、研究所、研修所 ○設備の取得価額の合計額 3,800 万円以上 (中小事業者等 1,900 万円以上) *特定業務施設整備計画について、県の認定を受けた認定事業者であること	地方活力向上地域	○3年間 ○課税免除 *東京 23 区から、従業員および本社機能を移転することが必要 ○不均一課税 *東京 23 区以外の三大都市圏から、従業員および本社機能を移転することが必要	—	○取得時 ○課税免除 *東京 23 区からの移転に限る ○不均一課税

〈補助金〉

【必須要件】 以下を両方満たすこと

- ① 研究開発拠点や本社機能（企画・マーケティング、情報処理、事務管理等）の併設・拡張（新規雇用 3 名以上）
- ② 新規雇用者^{※1}の給与水準が三大都市圏の平均給与を上回ること（本社の給与水準の方が高い場合は、本社同等であること）

条例名・制度名	制定年月	区分 ^{※2}	対象地域	要件 (投下固定資産額)	交付条件				
					補助対象経費 ^{※3}	補助率	1 回当たり交付限度額		総交付限度額 ^{※6}
新設 ^{※4}	増設 ^{※5}								
成長産業立地促進補助金	R7.4	○情報サービス業 ○製造業 ○物流関連産業	○県内全域	○5 億円以上	①土地取得経費（土地取得等契約締結日から 3 年以内に事業開始した場合に限る）および造成経費	○投下固定資産額 × 20%	○2 億円	○1 億円	○30 億円
				○10 億円以上			○6 億円	○3 億円	
		○なし		②建物建設経費	○投下固定資産額 × 25%	○2 億円	○1 億円	○30 億円	
		○10 億円以上				○6 億円	○3 億円		
		100 億円以上				③機械設備等の取得経費	○投下固定資産額 × 20% ^{※8}		○30 億円
1,000 億円以上	○120 億円	○40 億円	○120 億円						

※1 新規雇用者とは、指定申請日以降に新たに雇用された正社員（あるいは県外から異動してきた正社員）で、(1)・(2)を満たす者を指す

- (1) 福井県内に住民票を有する者 (2) 雇用保険の被保険者

※2 同一建物において、複数の業種（あるいは対象外業種）が混在する場合は、面積按分により算出

※3 補助事業により整備した施設等の財産に対して根抵当権の設定を行うことは認められない

※4 県内進出から 10 年以内に着手するものおよび県営団地内での新增設（県内進出から 10 年超の企業を含む）

※5 県内進出から 10 年を超えて着手するもの

※6 これまでに交付された企業誘致補助金（見込含む）は、交付額の半額を総交付限度額に算入（一企業グループで複数の区分の指定がある場合は、最も限度額が高い区分を適用）

※7 国の特定重要物資に指定されている分野のうち、半導体・蓄電池・クラウドプログラム・先端電子分品等を指す

※8 投下固定資産額 100 億円までは補助率 20%、100～200 億円は補助率 5%、200 億円以上は補助率 2%

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
サテライトオフィス誘致補助金	R3.4	○オフィスを設置する県外事業者 ○新規立地および新規立地時の事業開始から10年以内に着手する2回目以降の増設を行う事業者	○事業開始1年以内にU・Iターン新規雇用者1人以上	○制度を有する市町	○投下固定資産額	○投下固定資産額×50%	○750万円 [3年間]
					①土地建物取得・改修経費		
					②土地建物賃借料		
					③事務機器等取得費		
					④事務機器等リース料		
					○通信回線料	○通信回線料×100%	
					○U・Iターン者新規雇用	○30万円/人	
			○子育て世帯雇用		○子1人の場合は30万円、2人目以降10万円加算	○50万円/世帯 ○450万円/企業グループ	
			○住居賃借料		○住居賃借料×50%	○180万円	
			○投下固定資産額		○投下固定資産額×50%	○1,500万円[3年間]	
			①土地建物取得・回収経費				
			②土地建物賃借料				
			③事務機器等取得費				
			④事務機器等リース料				
○通信回線料	○通信回線料×100%						
○U・Iターン者新規雇用	○50万円/人	○270万円					
○子育て世帯雇用	○子1人の場合は30万円、2人目以降10万円加算	○50万円/世帯 ○450万円/企業グループ					
○住居賃借料	○住居賃借料×50%	○180万円					